## 主 文 本件控訴を棄却なる。 理 中

本件控訴の趣意は、弁護人松尾黄楊夫提出の控訴趣意書に記載してあるとおりであるから、これをここに引用する。

よつて次のとおり考察をする。

論旨第三点。

横浜市風紀取締条例は、普通公共地方団体たる横浜市が、憲法第九十二条ないしは第九十四条の保障なる地方自治に基く自主立法権により、これが憲法の条項をはとする地方自治法の規定するところに従い制定したものにかかるところ、所論によいて、同条例所定の事項は、国の行政事務に属し、地方公共団体たる横浜市に第小公の如き事項についての条例制定権はなく、同条例は地方自治法第二条及びがら入れて、同条例所定の範囲を逸脱し無効であるという趣旨の主張をしている。ときは、地方公内自治法第二条及びがより地方自治法第二条及びが公理をしているときが、地方三項により、共団体は、前示自主立法権に基本のには、自己の利害に関係があるとは、第上に、大田の事務としているようには、一個の表別の規定する事項に属し、専ら国のみの利害に関する行政を制定し得ることが明らかである。されば、横浜市風紀取締条例の規定する有政を制定し得ることが明らかである。されば、横浜市風紀取締条例の規定する有政事務ないとは、警察法の規定しているような国家警察の組織や運営する行政事ものでないことは、その各規定の内容自体に照らしまであるかの規定の無効を主張する所論は採用し難く、論旨は理由がない。

論旨第四点。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 三宅富士郎 判事 河原徳治 判事 遠藤吉彦)